

# 平安初期における日本紀講書

——中国三史の講書との関わりから——

顧姍姍

はじめに

上代における日本紀講書は、弘仁・承和・元慶・延喜・承平・康保度の六回に亘って行われてきた<sup>1)</sup>。この六回の講書の諸問題について、訓詁学や歴史学の分野では、すでに多くの研究が蓄積されている<sup>2)</sup>。しかし、平安前期の姓氏問題、官学の変遷、皇統の交代を背景にした歴史学の視座から、或いは日本書紀の訓読を中心とした訓詁学の視座から行われた考察が中心であり、大学寮で平素より開催されていた中国三史（史記・漢書・後漢書）の講書と日本紀講書との関わりを詳細に検討した上で、日本紀講書の位相を捉える論考は未だに少ない。

近年、梅村玲美氏が『西宮記』における日本紀講書に関する記述と、天皇「御読書」などの漢籍講書に関する記述を比較し、「尚復唱文」・「詠詩之冊」という側面における両者の共通点を指摘しており、日本紀講書の儀式が漢籍の講書のそれに影響されているという側面を浮彫りにしている<sup>3)</sup>。こうして漢籍の講書との共通点を検討することを通じ、日本紀講書の位相の一端を明らかにした梅村氏の研究方法に導かれ、本論では中国三史の講書との相違点に視線を向け、双方の独自性を見いだす

ことにより、日本紀講書の位相に新たな光を当てることを企図する。そこで、中国三史及び日本書紀の講書の性格や意義を反映する様々な要素の中で、殊に相違が顕著である講書の受講者、講書の場所、講書の終了を祝う竟宴の状況に着目し<sup>4)</sup>、両者の特徴を対照することにより、初期に行われた弘仁度・承和度、及び大きな変貌を遂げた元慶度の日本紀講書の意義について再検討したい。

## 一、講書の受講者

講書の目的や意義は、講書の対象、即ち受講者の特徴を考察することにより、その一端をうかがい知ることが可能である。つまり、講書が如何なる人のために行われていたのかという問題は、中国三史と日本書紀との講書の意義を明らかにする作業と直接に繋がっているものだと言えよう。本論において、六国史をはじめとした史書や、平安前期の詩文集における関連資料を調査したところ、中国三史と日本書紀との講書が、その受講者の構成において顕著な相違を示していることが判明した。中国三史の講書が奈良時代から、天皇及び国家官吏の候補生たち

を第一義の受講者としていたのに対して、日本紀講書は、前者における第一義の受講者であった天皇を除外し、一部の国家官吏を主な講書の対象にしていたのである。さらに、日本紀講書自体は、弘仁・承和度に対し、元慶度以降は、その受講者としての国家官吏の構成上で大きな変貌を見せている。以下では、中国三史と日本書紀との講書の受講者をそれぞれ明らかにし、両者の特質を総合的に考えてみる。

### 中国三史の講書の受講者

中国三史の講書についてであるが、『続日本紀』宝龜六年（七七五）十月二日条の吉備真備の薨伝に

平五年帰朝、授正六位下、拜大学助。高野天皇師之、受礼記及漢書。

天平五年に帰朝して、正六位の下を授けられ、大学の助に拜す。高野の天皇之を師として、礼記及び漢書を受け給ふ<sup>5</sup>。

とあるように、日本の天皇への中国史の最古の講書は、遣唐留学生の吉備真備が帰朝した後、高野（孝謙）天皇の在位期間、即ち天平勝宝元年（七四九）から天平宝字二年（七五八）までの間に遡ることができる。また、三善清行の「意見十二箇条」から、以下の通り天平頃に吉備真備が大学寮の学生に三史を学ばせたことが取られる。

至于天平之代、右大臣吉備朝臣、恢弘道藝、親自伝授。即令学生四百人、習五經三史、明法・算術・音韻・籀篆等六道。（『本朝文粹』卷二「意見十二箇条」）

天平の代に至り、右大臣吉備朝臣、道藝を恢弘し、親ら伝授す。即ち学生四百人をして、五經三史・明法・算術・音韻・籀篆等六道を習わしむ<sup>6</sup>。

なお、『続日本紀』天平宝字元年（七五七）十一月九日条に

勅曰、如聞。頃年、諸国博士医師、多非其才、託請得選。非唯損政、亦無益民。自今已後、不得更然。其須講經生者、三經。伝生者、三史……

勅して曰はく、如聞。頃年諸国の博士医師は、多くの其の才に非ず、託請して選を得たり。唯政を損なふのみに非ず、亦民に益すること無し、と。自今已後、更に然るを得ざれ。其經を講ずべき生は三經を、伝生は三史を……

とあるように、高野天皇の退位の前年に、三史を読めることが諸国の伝生（博士）の任命条件として、勅旨によって定められるようになったのである。

要するに、中国三史については、天平期の朝廷による唐の文化や政治制度を受容しようとする趨勢の中で、中国から渡来して間もなく、天皇と官吏の候補者を対象とした講書の伝統が形成されていたと考えられる。

平安朝に至るまで、こうした中国三史の講書の伝統は、引き続き継承された。

まず、天皇への三史講書についてであるが、正史を紐解くと、『類聚国史』弘仁七年（八一七）六月十五日条に嵯峨天皇が史記、『続日本後紀』承和二年（八三五）七月十四日条と、同書承和十四年（八四七）五月二十七日条にそれぞれ仁明天皇が後漢書と漢書、『三代実録』貞観十七年（八七五）四月二十八日条に清和天皇が史記、『日本紀略』寛平三年（八九一）四月九日条に宇多天皇が史記、同書延喜六年（九〇六）五月十六日条に醍醐天皇が史記を受講したという記事が見られる。

これら天皇が講書を受けた時点の年齢を見ると、嵯峨天皇が四十歳、仁明天皇が二十五歳と三十七歳、清和天皇が二十五歳、宇多天皇が二十四歳、醍醐天皇が二十一歳であるため、天皇が成人後自ら三史の講書を行わせたのではないかと思われる。また、清和天皇については検討する余地があるが、その他の天皇、嵯峨・仁明・宇多・醍醐天皇は、何れも積極的に親政の姿勢を取っている天皇であるとされている。彼らは、国政を自ら行なうために、中国三史の学習が必要なものと自覚したのではなかるうかと考えられる。

一方、国家官吏の候補生と考えられる人たちは、平安朝に入り、中国三史の講書を受けることが制度的に規定されている。天長元年（八二四）八月二十日の太政官符には

緬尋古典、歴覽前王、勞於求賢、逸於経国。伏望、諸氏子孫、咸下大学寮、令習読経史。学業足用、量才授職者。宜五位已上子孫、年廿以下者、咸下大学寮。（『本朝文粹』卷二、〇五五「意見封事 公卿意見六箇條」）

古典を緬尋し、前王を歴覽し、求賢に勞し、経国に逸る。伏し

て望むらくは、諸氏の子孫、みな大学寮に下して経史を習読せしめ、学業用うるに足れば、才を量りて職を授けんことを、よろしく五位以上の子孫にして年二十より以下のもの、みな大学寮に下すべし。

とある。つまり、五位以上の貴族たちの子孫は大学寮に入り、経書と共に史書を勉強し、卒業後は才能に応じて官吏に登用する国家の政策が取り上げられている。殊にその根本的な目的については、「求賢」「経国」にあるとも明言されており、きわめて政教的なものである。

また『延喜式』における「大学式」に関する定めに

凡擬文章生、以廿人為限、補其闕者。待博士挙、即寮博士共試一史文五条、以通三以上者補之。

凡そ擬文章生、廿人を以て限りと為せ、其の闕を補せんには、博士の挙を待ちて、即ち寮・博士共にも一史文五条を試し、三以上に通ずる者を以て之れに補せ<sup>7</sup>。

とあるように、大学寮の寮試では史記・漢書・後漢書のうち、一史の五条を読ませ、三条以上に通じた者を合格とすると定められている。なお、久木幸男氏が『日本古代学校の研究』において、「紀伝道入学者は明経道などに比べて若年で入内している上に、極位（最高到達位階）も高く大半が四位に達している。その中でも、史学を学んだ人は五十歳代後半に従四位上に達しているが、文学を学んだ人は平均五年位遅れている。」と述べているように、三史に通じた者は、朝廷において相当重んじら

れたようである。

さらに、三史の知識は、以上見てきたように官吏候補生が官吏になる時に重んじられると同時に、その生涯を終えた後も、彼を評価する基準の一つとして重視されているのである。事例が多いため、二三例を挙げることに留めるが、例えば、『続日本後紀』承和七年（八四〇）四月二十三日の条の藤原常嗣の薨伝における「少遊大学、涉獵史漢（少して大学に遊び、史漢を涉獵す）」、『続日本後紀』承和十年（八四三）六月十一日の条の朝野鹿取の薨伝における「少遊大学。頗涉史漢（少して大学に遊び、頗る史漢に涉り）」、『三代実録』貞観三年（八六一）九月二十四日の条の豊階安人の薨伝における「涉読史伝。最精漢書（史伝を涉読す。最も漢書に精ずる）」などの記述から、史記・漢書・後漢書に精通することが、賢明な官吏の素質として大いに評価されていたことが分かる。

こう考えると、天平期から平安初期までの中国三史の講書は、中国的な律令国家の政治をより円滑に運営するために、天皇から官吏まで広範囲の受講者を有する国家の事業であると言っても過言ではなからう。

#### 日本紀講書の受講者

一方、日本書紀は、天皇の教養の書物の範囲から除外され、国家官吏の養成機関である大学寮の教科書にも採用されていない。その講書は、ただ一部の官人のみを受講者の対象としていたのである。中国三史の講書の対象との相違から考えると、

日本書紀の講書が、天皇、国家官吏が国家政治を運営するにあたり不可欠であると考えられた上で行われた行事ではないとは言えよう。

まず、初回の講書と考えられる弘仁度の日本紀講書についてであるが、『日本後紀』弘仁三年（八二二）六月二日条に

是日、始令參議從四位下紀朝臣広浜・陰陽頭正五位下阿倍朝臣真勝等十余人讀日本紀。散位從五位下多朝臣人長執講。是の日、始めて參議從四位下紀朝臣広浜・陰陽頭正五位下阿倍朝臣真勝等十余人をして日本紀を讀ましむ。散位從五位下多朝臣人長執講す。

とある。また、『日本書紀私記』（甲本）（『弘仁私記』とも）に

冷然聖主、弘仁四年在祚之日、愍旧説將滅、本紀合訛。詔刑部少輔從五位下多朝臣人長、使講日本紀。即課大外記正六位上大春日朝臣穎雄、民部少丞正六位上藤原朝臣菊地麻呂、兵部少丞正六位上安倍朝臣藏繼、文章生從八位上滋野朝臣貞主、無位嶋田臣清田、無位美努清庭等受業、就外記曹局而開講席。

冷然聖主弘仁四年在祚の日、旧説の將ぎに滅びむとし、本紀の訛りを合めるを愍ふ。詔して刑部少輔從五位下多朝臣人長をして日本紀を講ぜしむ。即ち課大外記正六位上大春日朝臣穎雄、民部少丞正六位上藤原朝臣菊地麻呂、兵部少丞正六位上安倍朝臣藏繼、文章生從八位上滋野朝臣貞主、無位嶋田臣清田、無位美努清庭等受業し、外記曹局に就きて講席を開く<sup>10</sup>。

とある。受講者の構成では、『日本後記』と『日本書紀私記』には一致しない箇所があるが<sup>11</sup>、それぞれ記した受講者の官位を見てみると、公卿と言える者には参議の紀広浜一人しか見当たらない。陰陽頭正五位下の阿部真勝以外、六位及び六位以下という下級官人が殆どである。

また、承和度の受講者に関する史料が見当たらないが、「承和度の開講は中務省の実務官僚に故事を知らしめるため」と関晃氏に指摘されるように<sup>12</sup>、承和度も実務官僚たる下級官吏が受講者の中心であることがわかる。

先行研究によりすでに指摘されてきたように、弘仁度、承和度の講書は平安初期に起こった氏姓問題にその開催の背景がある。なお、葉子の変・承和の変という皇統交代の歴史的事件と緊密に関連しているという見解もある<sup>13</sup>。これらの論考における、特別な時代背景のもとで、各時期に行われた講書が何等かの目的を有するという指摘は、日本紀講書が一部の特別な受講者に対しての講書であることを裏付けているものであろう。さらに、元慶期を境として、受講者の身分構成には大きな変化が生じてくる。『三代実録』における三つの記述を見てみよう。それぞれ開催・再開・終了後の記述である。

元慶二年（八七八）二月二十五日条

於宜陽殿東廂、令從五位下行助教善淵朝臣愛成、始讀日本紀、從五位下行大外記嶋田朝臣良臣為都講。右大臣已下参議已上、聽受其說。

宜陽殿東廂に於て、從五位下行助教善淵朝臣愛成をして、始めて日本紀を読ましめ、從五位下行大外記嶋田朝臣良臣を都講と

為しき。右大臣已下参議已上その説を聽受しき。

元慶三年（八七九）五月七日条

令從五位下守図書頭善淵朝臣愛成、於宜陽殿東廂、讀日本紀。喚明経紀伝生三四人為都講。大臣已下每日便開説。前年始説、中間停廢、故更説焉。

從五位下守図書頭善淵朝臣愛成をして、宜陽殿の東廂に於て日本紀を読ましめ、明経紀伝生三四人をめして都講となし、大臣已下毎日開説しき。前年始説み、中間にして停廢す。故に更に始め讀みき。

元慶六年（八八二）八月二十九日条

於侍從局南右大臣曹司、設日本紀竟宴。先是、元慶二年二月廿五日、於宜陽殿東廂、令從五位下助教善淵朝臣愛成、讀日本紀。從五位下大外記嶋田朝臣良臣及文章明経得業生学生通都講。太政大臣右大臣及諸公卿並聽之。

侍從局の南右大臣の曹司に於いて日本紀の竟宴を設けき。是より先、元慶二年二月二十五日、宜陽殿の東廂、從五位下助教善淵朝臣愛成をして、始めて日本紀を読ましめ、從五位下大外記嶋田朝臣良臣、及び文章明経得業生学生数人通ひに都講となり、太政大臣右大臣及諸公卿並びに之を聴き、五年二月二十五日講竟りき。

傍線部から、元慶度の日本紀講書では、大臣以下、参議以上、所謂公卿が受講者であり、下級官吏が講書の受講者であった弘仁・承和度と異なっていることが分かる。

ここで二つのことに注目したい。一つは、幼帝の陽成天皇の参加が確認できないことに加え、延喜講書のように宣旨が出された形跡もないため、日本紀講書を開催させることを決めたのは、政治運営の実権を握っている摂政の藤原基経である可能性が高いことである。これに関しては、玉井力氏が、幼帝の儀式における役割について、「幼帝であつても主宰せねばならない事柄は神事・儀式を中心として少なくない。それは権威の部分、つまり支配者層統一の思想的なよりどころとなる行為は、撰関の設置とは関わりなく天皇に残されていたからである。」と述べている。こう考えると、元慶年間、陽成天皇が日本紀講書という儀式から疎外されたことは、かなり興味深い。摂政の基経は王権代行者の立場、ひいては自分を天皇の立場に引き換えて講書の儀式を主催しているのではないかと考えられる。

もう一つは、元慶度の講書に参加する者、即ち、受講者、講書者、傍聴者らが一つの政治の世界を構成していることである。その中で、最も身分の高い人物は基経である。彼は、講書の勅が下った元慶二年の時点では、摂政右大臣であり<sup>15</sup>、講書が再開された元慶三年の翌年十一月に関白に補任され、同年十二月に太政大臣に任ぜられている。また、受講者には、源多をはじめとした公卿たちがいると同時に、太政官の中で実務を扱う下級官人は陪席の立場に、官吏の予備軍である大学寮の学生は講書の助手の立場にある<sup>16</sup>。基経、及び彼を擁護する者たちは、講書の場において基経を頂点とした世界を形成したと考えられる。

これらは、基経が自邸で文人を招き、文事を開催したことを想起させる。滝川幸司氏は「藤原基経と詩人たち」において、「宮

廷詩宴は、天皇を賛美する詩が詠まれることで、天皇を頂点とする社会の秩序を認識させ、君臣の紐帯を再確認させる機能をもっていた」と述べ、「基経は自らを主とし奉仕する官人達が参集する極めて政治的な場を作りあげようとしたことになろうか<sup>17</sup>」と指摘している。この説に依拠し、元慶六年における基経を中心とした日本紀講書の政治的な意義を認めてもよからう。

すなわち、受講者に着目すれば、元慶度の日本紀講書は、藤原基経が最高官位者として受講し、また彼を囲む官人たちが共に参加しており、基経を頂点とした政治的世界が形成されると言えよう。これが、天皇・官吏の候補者（大学寮の学生など）をそれぞれ対象としている中国三史の講書、或は下級官吏が殆どの受講者であった弘仁・承和度の日本紀講書には窺えない特質であると言つてもよからう。

## 二、講書の場所

平安京の都市構造は、天皇を頂点とした律令国家の秩序に基づき、空間的秩序を有するものである。そのために、講書対象の身分によつて講書が行われる場所は異なるわけである。これは、公卿を講書の主要な受講者とした、内裏における日本紀講書を検討する際に、念頭に置くべき重要なポイントである。

## 中国三史の講書の場所

天皇を対象とした中国三史の講書の場所は内裏である。以下は、それを明記した史料である。

『続日本後紀』承和二年（八三五）七月十四日条

天皇御紫宸殿、正四位下菅原朝臣清公侍読後漢書。数日之後不遂而輟。

天皇、紫宸殿に御して、正四位下の菅原朝臣清公、後漢書を侍読す。数日之後、遂げずして輟む。

『続日本後紀』（卷十七）承和十四年（八四七）五月二十七日条

皇帝引文章博士春澄宿祢善繩於清涼殿、始読漢書。

皇帝、文章博士春澄宿祢善繩をして清涼殿に於て、始めて漢書を讀ましむ。

紫宸殿は、内裏内郭の南部にある正殿であり、国家儀式などが行われる公的な空間を構成した殿舎で、当時の国政の中心の場であった<sup>18</sup>。『三代実録』の貞観十三（八七二）年二月十四の条に

承和以往、皇帝毎日御紫宸殿、視政事。仁寿以降、絶無此儀。

承和以往、皇帝毎日に紫宸殿に御して政事を視給ふ。仁寿以降、絶えて此の儀が無し。

とあるように、仁明天皇から文德天皇以前は、天皇は毎日紫宸

殿に御して聴政を行なっていた。これと同時に後漢書の講書が行われたのである。即ち、中国史の講書が国政と深く関わる事が窺える。

清涼殿は、紫宸殿の西北側に位置しており、嵯峨朝・淳和朝からそこで仏教の行事・内宴・曲宴が開催されたという記事がみられる<sup>19</sup>。ただ、『日本後紀』弘仁十四年（八二三）十一月十三日条に

右大臣正二位藤原朝臣冬嗣・大納言従二位藤原緒嗣等、於清涼殿口奏言……天皇勅答……

右大臣正二位藤原朝臣冬嗣・大納言従二位藤原緒嗣等、清涼殿に於て、口奏して言さく……天皇勅答すらく……<sup>20</sup>

とあるように、弘仁年間には、清涼殿において、嵯峨天皇が大嘗祭についての公卿の口頭奏上を聞いたこともある。清涼殿は、紫宸殿に比べ私的な空間と見なされるが、弘仁年間には政治的な場として用いられたことは否定できない。

要するに、九世紀前期において天皇への中国三史の講書は、内裏の公的な空間で行われていたことが分かる。これは、天皇自身が三史の講書を国家政事の運営と繋がる重要な行事として考えていたことを物語っているであろう。

また、中国三史は、平安時代では大学寮の紀伝道の教科書であるため、大学寮の北堂で教授されると同時に、私学の発達により、大学寮教育の補助的性格を有した大学別曹の勸学院や、菅家の私塾などにおいても、その講書が行われるようになった<sup>21</sup>。

大学寮は、朱雀大路の東、二条大路の南、壬生大路の西、三

条坊門小路の北に当たる四町の区域を占めており、大内裏の南側に位置している。勸学院は、坊城小路の東、壬生大路の西、姉小路の南、三条大路の北に位置しており、大学寮の南側にあたる。なお、菅家の私塾は、道真の「書齋記」（『菅家後集』）に「東京宣風坊に一家あり」とあるため、左京五条に位置するとされている<sup>22</sup>。つまり、国家官吏の候補者としての学生を対象とする講書は、国家政治の場である大内裏の外側で行われていることが明らかである。

最後に、九世紀には公卿が大内裏において中国三史を受講した事例も確認してみよう。島田忠臣の詩作「右丞相の省中の直廬に於て史記を読み竟りぬ。史を詠じて「高祖」を得たり」（『田氏家集』三七）から、貞観三年（八六一）から六年（八六四）までの間のある時期に、当時の右大臣の藤原良相の「省中直廬」、即ち内裏の中において、史記の講書が行われたことを推測することができる。『三代実録』貞観九年（八六七）十月十日条の藤原良相の薨伝によると、

及於弱冠、始遊大学、雅有才弁……愛好文学之士、挾大学中貧寒之生、時賜綿絹、冬天慘烈、多縫造被、遍賜四学堂夜宿者、時節喚学生能文者、賦詞賚物数矣。

弱冠に及びて、始めて大学に遊び、雅より才弁有り……文学の士を愛好し、大学の中の貧寒の生を挾びて、時に綿絹を賜ひ、冬天慘烈なれば、多く被を縫ひ造りて、遍く四学堂に夜宿する者に賜ひ。時節学生の文を能くする者を喚して、詞を賦せしめ、物を賚くこと数ありき。

と見え、藤原良相が若くて大学寮に入学し、学業に優れており、文学および文学者を愛好している人物であることが分かる。「省中直廬」における史記講書は、恐らく藤原良相、およびその近習のために行われたものであり、私的な性格を有していると思われるが、右大臣の内裏において直廬が設置されたこと、また内裏において史記の講書がされたのは、清和天皇の政治的立場と、前期摂関政治の展開に起因するだろう。これについては、鈴木琢郎氏が、良相の娘の多美子が清和天皇の最初の女御であるという要因を指摘し、「藤原良房の内裏直廬を清和の代りに内裏で政務を執るための施設と捉えたが、良相の中重の曹司もこれと関連して理解すべきである。良相は幼帝清和の政務代行を行なっている良房のもとで、右大臣としての政務を執るのである、すなわち良房・良相の兄弟間での政務とは、「天皇―大臣」間の政務処理に相当する<sup>23</sup>」と述べている。この説に従うと、内裏の場における公卿を対象とした講書の開催が可能となったことは、前期摂関政治の展開と緊密な関連を有するといってもよからう<sup>24</sup>。

ここで平安前期における中国三史の講書の特徴を纏めてみると、天皇への講書が大内裏で行われるのに対して、また国家官吏の予備軍と考えられる者達を対象とする講書が、内裏から遠く離れる場所、即ち大内裏の東南側にある大学寮・勸学院・菅家私邸で行われることが明らかである。なお、公卿を受講者とする講書は、極めて稀であり、特別の事情として認識すべきではないかと考えられる。

天皇を頂点とした律令制の国家秩序は、三史講書の空間秩序においても現れていると言っても過言ではない。換言すれば、

内裏を国政の中心とした九世紀の平安京の都市構成の空間秩序に基づき、三史講書の場所を確認することにより、受講者の政治的地位を窺うことができる。

## 日本紀講書の場所

こうした中国三史の講書と比較して、日本紀講書の場所についてはどうであつたらうか。弘仁・承和度と元慶度との間には大きな変遷が認められる。殊に、藤原基経を中心とした元慶度の講書については、新たな視座からの考察が可能である。

弘仁度は、前述した『日本書紀私記』にあるように、講書の場所が「外記曹局」である。外記曹局は、内裏外郭の東門にあたる建春門の東側に位置している。また、承和度は、『続日本後紀』承和十年（八四三）六月一日条に

令知古事者散位正六位上菅野朝臣高年、於内史局、始読日本紀古事を知る者の散位正六位上菅野朝臣高年をして内史局に於て、始めて日本紀を讀ましむ。

とあるように、内史局<sup>25</sup>であつたことが分かる。ただし、内史局の場所については、一致した見解が未だに見出せない。関晃氏は内史局を「釈紀講例の建春門南掖曹局と同所である<sup>26</sup>」と指摘し、その場所が内裏外郭の外側に位置することを示唆している。橋本不美男氏は、内史局が内記局の唐名であり、「宜陽殿の東にあつた内記局の詰所<sup>27</sup>」と述べ、内裏内郭の東門に

あたる宜陽門の南側にある内記局と同所であると指摘している。両者の説は異なりながらも、内史局が内裏内郭の外側にあるという点では一致している。

だが、元慶度を契機として、日本紀講書の場所は内裏内郭の外側から、内裏内郭にある宜陽殿に移され、それ以降も宜陽殿東廂で行われるのが慣例となつた。ここで以下の三点に注目したい。

一つは、内裏内郭は本来男性官人が入ることのできない空間である。吉川真司氏の考察によると、飛鳥時代には、内郭に男性官人が立ち入る場合、闈司により天皇の許可を得るべきであるとされていたが、八世紀末の延暦年間に、内裏内郭は公卿が日常的に詰める場所となつた<sup>28</sup>。また、『養老令』の「宮衛令」によれば、そうした特権を持つ男性官吏は、五位以上の貴族に限られている。なお、飯淵康一氏らの「平安宮内裏承明門・日華門の儀式時における性格」が言及しているように、内裏内郭における儀式には、「立太子」「立后」「任官式」「讓位」「天皇元服・拝賀」だけに限り、六位以下の官人の参加が許されている。しかし、たとえその参加が許可されていても、「五位以上は承明門内・南庭、六位以下は承明門外に列立する<sup>29</sup>」とあるように、六位以下の官人は内裏内郭に立ち入れないことが分かる。しかしながら、元慶度の講書は、「喚明経紀伝生、三四人為都講（明経紀伝生三四人を喚して都講と為し）」とあるように、無官位の大学寮の学生も参加しており、毎日内裏で開催されている。彼らを内裏に入れるために、天皇の許可を得るなど、ある程度の手数を要したのであろう。こう考えると、基経がわざわざ内裏の外側に位置している場所、例えば弘仁・承和度の

講書が用いた外記庁・内史局を放棄し、決して自由に入れるとは言えない内裏内郭において講書を行わせたことは、彼にとつて何らかの特別な意義を有しているといえるのではなからうか。

もう一つは、宜陽殿の政治的な空間としての性格である。宜陽殿は、紫宸殿の東にある殿舎である。その母屋には累代の御物が収められ、また母屋の三面に廂がある。北廂の西半は次將座、東半は脇陣である。西廂の南部は上古の左近陣、北部は公卿座である。この公卿座は、天皇不出御の場合の、公卿の控所である<sup>30</sup>。日本書紀の講書が行われた東廂には、北に大臣の宿、その南に上官侍、南東隅には議所があり、叙位と除目の儀が行われる。叙位と除目の儀は、何れも親王や国家官吏の関心事であり、国家政治機構の人的構成、ひいては国家政治の行方を左右する重大な政事である。

さらにもう一つは、宜陽殿その場でこそないものの、宣仁門を通じて宜陽殿と連絡している紫宸殿の東廊が、弘仁年間（或いは元慶年間）から公卿の議定である陣定が行われる場となったことである<sup>31</sup>。元慶年間の宜陽殿は、国家政治の中心の場にきわめて近隣している空間である。これは、前述した天皇への史記の講書の行われた紫宸殿が、九世紀の初葉における国政の中心であったことを想起させる。

要するに、中国三史の講書においては、受講者の身分の相違により、講書の場所は、それぞれ内裏の内郭と大内裏の外側とに峻別される。天皇を最高権力者とした律令国家の秩序を厳守しているのである。弘仁年間には内裏内郭の外側で開催された日本紀講書は、元慶期には宜陽殿という国政の重要な場に移つ

た。これは、基経が、摂政、後に関白の位に就き、天皇の権力と匹敵するところか、超越するほどの政治力を有したため、実現したことであろう。朝廷の権力紛争や政治変動は、ありのままに国家の文事に投影していると思われる。

こうして中国三史と日本書紀との講書の場所の特徴を検討することにより、元慶度の日本紀講書が、藤原氏の政治支配力の増大という時代の趨勢を忠実に反映しているものであることがより一層明白にならう。

### 三、竟宴の状況

竟宴は、講書の終了後に行われる宴会であり、その有無と、また開催された際の様子には、講書が重要視されていたことが反映されている。中国三史と日本書紀との講書は、竟宴の有無、竟宴の場所、竟宴での文学様式などの側面でそれぞれ特徴を有する。殊に、元慶度講書の終了を祝う日本紀竟宴の初回の開催は、同時代の中国三史のそれと比較すると、革新的な性格が顕著である。

### 中国三史竟宴

まず、日本紀竟宴より先に行われてきた中国三史の竟宴の状況をみてみよう。

『凌雲集』（弘仁五年（八一四））に「史記竟宴、賦して大使自

序傳を得たり」の竟宴詠史詩が収められているため、史記の竟宴は、『凌雲集』成立の弘仁五年以前に、すでに開催されていることが分かる。『文華秀麗集』（弘仁九年（八一八））「詠史」の部門には、嵯峨天皇の作品をはじめとした四首の竟宴詠史詩が見られる。ただし、弘仁期における中国三史の竟宴の場景に関する具体的な記述が見当たらないため、史記の竟宴では嵯峨天皇が参加したといっても、竟宴の場所が内裏における公的な場であると断定はできない。弘仁以降は、貞観三年から六年までの間に、藤原良相の「省中直廬」における史記竟宴が挙げられるが、それはやはり前述したように、藤原良相のために開催された私的文事と見なすべきであろう<sup>32</sup>。

中国三史の竟宴の様子が初めて詳述されているのは、貞観六（八六四）年に行われた後漢書竟宴である。菅原道真の「八月十五日嚴閣尚書授後漢書畢。各詠詩得黃憲」の詩序における

嚴君知斯文之直筆、謂斯文之良吏、遂引諸生、校授芸閣。……遊宴之盛、亦復如是。子墨客卿、翰林主人、請各各分史、以詠風流云爾。

嚴君斯の文の直筆なるを知り、斯の文の良吏たるを謂ひ、遂に諸生を引き、芸閣に校授す。……遊宴の盛なること、亦復是の如し。子墨客卿、翰林主人、請ふ各々史を分ち、以て風流を詠せんと云ふことしかり<sup>33</sup>。

という記述から、公卿が参加したことを確認できると共に、芸閣即ち菅家廊下という私的な場所で行われたことも分かる。

また、元慶六年度の春に開催された後漢書の竟宴を見てみよ

う。これは同年に行われた日本紀竟宴より数か月ほど早いものであった。当時の竟宴の経緯などは、紀谷長雄の手によって綴られた「後漢書竟宴、各史を詠じて龐公を得たり」詩序と、菅原道真の「北堂にて澆章の宴の後、聊かに所懐を書して、兵部田侍郎に呈し奉る」とから伺うことができる。前者は竟宴の場所を明記していないため、後者を引用してみる。

北堂澆章宴後、聊書所懐、奉呈兵部田侍郎。

誇著槐林來客尊 祇迎宰相到黃昏

伶人枕鼓池頭臥 胄子懷詩壁下蹲

何更先談聞宿老 自然後幾發雲孫

公卿乍會初遊宴 幸甚生涯不測恩（『菅家文章』九〇）

北堂にて澆章の宴の後、聊かに所懐を書して、兵部田侍郎に呈し奉る。

槐林に誇著して來客尊し。祇みて宰相を迎へて黃昏に到る。

伶人は鼓に枕して池の頭に臥す。胄子は詩を懷にして壁の下に蹲る。

何ぞ更めて宿老に先談を聞かむ。自然の後幾 雲孫を發かむ。

公卿乍ちに會ひて初めて遊宴す。幸甚なり 生涯測らざる恩。

題目が示すように、大学寮の北堂で催されている。また、「祇みて宰相を迎へて黃昏に到る」、「公卿乍ちに會ひて初めて遊宴す」とあるように、宰相（参議の唐名）をはじめとした公卿たちも参加しているのである。川口久雄氏の考察によると、そのうち、参加者のうちで官位の最も高いのは民部卿藤原冬緒と治部卿在原平行である<sup>34</sup>。

さらに、元慶以降の中国三史の竟宴については、菅原道真の「勸学院、漢書竟宴。史を詠じて叔孫を得たり」、「扶桑集」の「詠史」の部に収められた、菅原淳茂の「北堂、漢書竟宴、史を詠じて高祖を得たり」、橘在列の「北堂、漢書竟宴、各史を詠じて淮南王劉安を得たり」、紀長谷雄の「北堂、史記竟宴、各史を詠じて孫通を得たり」、菅原文時の「北堂漢書、史を詠じて路溫舒を得たり」、源訪の「北堂漢書、史を詠じて李廣を得たり」、紀有昌の「北堂、漢書竟宴、史を詠じて蘇武を得たり」の詠史詩の題目から分かるように、勸学院や大学寮の北堂において開催されてきたのである。

ここでまとめてみると、中国三史の講書の終了後は、弘仁期から竟宴が行われるのが伝統であった。また、場所から考えると、貞観以降は、公卿の参加は見られるものの、大学寮にある北堂、菅家の私邸という政治に直接関わらない所において行われる例が殆どであることが明らかである。

### 日本紀竟宴

日本紀竟宴はどうだろうか。まず、竟宴の有無の側面においては、九世紀前半においては、中国三史の講書が竟宴を伴って行われたのに対して、弘仁・承和度の日本紀講書の終了後は竟宴が開かれなかったことが明らかである。元慶度に至り、初めて侍従局の南にある右大臣の曹司において盛大な竟宴を開催することになり、それ以降の延喜度・天慶度も侍従所において竟宴を行っていたことがわかる。以下では、日本紀竟宴に関

する史料を幾つかあげながら検討を加えてみる。

元慶度は、『三代実録』元慶六年（八八二）八月二十九日条に

於侍従局南右大臣曹司、設日本紀竟宴。

侍従局の南の右大臣の曹司に於て日本紀の竟宴を設けき。

とある。侍従局は、外記庁（建春門の東側に位置する）の南に位置している<sup>35</sup>。右大臣の曹司は、この侍従局の南に位置し、右大臣の源多が外記庁の政務を迅速に扱うために設置された曹司であると考えられる。ここで、注意すべきなのは、平安初期より、本来公卿の会議が行われるはずの太政官庁では会議が行われず、実際には外記庁で実施されていたため、外記庁は、太政官庁の機能を有するものだといえるということである<sup>36</sup>。延喜度は、『日本紀略』延喜六年（九〇六）閏十二月十七日条に

於侍従所、日本紀竟宴、每人分史詠歌。

侍従所に於て、日本紀竟宴、每人史を分かち歌を詠じき。

とある。天慶度の記述と考えられる『西宮記』「臨時二」における「始読日本紀事」に

二三年間、講読竟。定日、設宴座侍従所。

二三年の間に、講じて読み竟りぬ。日を定め、宴の座を侍従所に設く。

とある<sup>37</sup>。この侍従所は、前述した侍従局（南舎とも）のことであり、外記序と渡廊を通して繋がっている<sup>38</sup>。

要するに、九世紀後半において、中国三史の竟宴が政治と直接関らない場所で行われたのに対し、日本紀講書の「終」後は、その竟宴を政治の場において開催させたのである。

さらに、文学的要素から考えると、日本紀竟宴は、同時代の中国三史のそれを意識しながらも、新たな性格を示している。

竟宴の詩序を書いた人の身分から考えれば、貞観六年の漢書竟宴の詩序を書いた菅原道真は、得業文章生であり、元慶六年の漢書竟宴の詩序を書いた紀長谷雄は、その一年前に文章得業生であり、讃岐権少目に任じられたばかりである。これに反して、三回の日本紀竟宴の序文は、それぞれ正六位上の大内記の菅野惟肖、三統理平、橘直幹が書いたものである。つまり、序文を書く者の資格を考えると、後者のほうがより儀式を重要視しているのではないかと考えられる。

竟宴の文学様式の点では、中国三史の竟宴では漢詩を創作するのに対して、日本紀竟宴では、和歌を通して、日本書紀に登場した神や天皇などを詠じるのである。これについて、講書の目的が日本書紀の訓読にあるという前提を強調し、訓読の効果を確認するために、竟宴において日本語で綴る和歌の文学様式を採用したと論じている研究者は少なくない<sup>39</sup>。しかしながら、平安時代に、毛詩などの経書の講書は、訓読が行われているにもかかわらず、その竟宴の場では漢詩の文学様式を採用しているのである。そのため、訓読という講書の目的が、竟宴の場で和歌の文学様式を採用させた決定的な原因と言いがたい。本論では、この原因を、元慶度の日本紀講書で、天皇親政の弘仁・

承和期における文学行事とは全く異なる世界を構築しようとした基経の意図に求めたい。なぜかというところ、文学様式上での革新のみに止まらず、元慶度の日本紀講書は、講書の受講者・場所、竟宴の有無・場所など多くの要素において、すべて中国三史の竟宴の先例に従わずに、革命的な様相を呈しているためである。

これらのことは、基経が撰闋政治を進行させ、自分を頂点とした新たな秩序を作り出そうとする意欲を物語るものではないかと考えられる。殊に、『西宮記』「臨時二」における「講日本紀博士等例」に、

元慶六年。……式部卿親王・太政大臣等、皆被出詠哥也。

元慶六年。……式部卿親王・太政大臣等、皆な詠める哥を出さるるなり。

と見えるように、太政大臣の基経は親王や官人と共に参加し、また共に和歌を詠んでいる<sup>40</sup>。これは、弘仁年間に行われた史記竟宴で嵯峨天皇を中心とした「君唱臣和」の世界と相似した色彩を帯びている。基経は、日本紀竟宴において、天皇が主催する詩宴と同じ構造で、天皇の部分に自分を置き換えようとしたのであろう。陽成天皇が元慶六年の春にすでに元服を迎えたにもかかわらず、朝廷の中堅の政治集団から除外されたことを考えあわせると、元慶度の竟宴は、やはり基経の天皇権力への対抗意識を表しているものだと考えられよう。基経は、養父の藤原良房の遺志を継ぎ、藤原北家を中心とした新たな政治形態の形成に大きな役割を果たし、撰闋政治史における極めて重要

な人物であった。元慶六年よりさほど遠くない元慶七年に起こった、陽成天皇の廃位事件は、彼が従来の中央集権的律令国家の秩序を破壊し、新たな摂関政治の秩序を創出するための一つの決定的な政治行為であろう。

要するに、中国三史の竟宴の状況と比べてみると、日本紀竟宴が中国三史のそれを模倣するというより、むしろ革新を求めようとした傾向が大きかったことが窺い知れる。この傾向が基経の政治的野心を反映していると言えよう。

終わりに

以上中国三史・日本書紀の講書との関わりに注目しつつ、両者のそれぞれの特徴を総合的に考察し、平安前期、特に弘仁度・承和度・元慶度の日本紀講書の位相を再検討してきた。ここで改めて要点をまとめてみる。

中国三史の講書は、中国的律令国家を円滑に運営させようとする政治上の需要に応じて重んじられていたため、その講書は、嵯峨天皇、仁明天皇などのような親政姿勢を示した天皇、及び国家官吏の予備軍という広範囲の人々を中心の受講者とするることになっている。それぞれの講書の場所は、平安京の都市構造の空間的秩序に厳格に即し、天皇を頂点とした律令国家の社会秩序を反映していることが了解される。そのうち、貞観年間に右大臣の藤原良相が内裏にある曹司において史記の講書を行ったという事例も存在しているが、それは、前期摂関政治の進行に原因があると考えられ、講書の場所の空間秩序が各

権力の消長による社会秩序の変化を表わす、という原理には背いていないと考えられる。他方、九世紀の日本紀講書は、ある特定の時代背景のもとで、一部の国家官吏のみを対象としている。殊に、摂関政治が進んでいる元慶年間における日本紀講書は、弘仁度・承和度の先例を破り、その講書の場所を内裏外郭から、内裏における重要な政治の場である宜陽殿に移行させ、その場で天皇の存在を排除し、基経を中心とした、高級官吏（公卿）、下級官吏（弁・少納言・外記・史・内記など）、及び官吏の予備軍（大学寮の学生）から構成した政治の世界を形成している。また、中国三史講書の終了を祝うための竟宴が政治の場と直接に関連していない私的な場で開催されているのに対して、日本紀講書は、元慶度を境にし、侍従所の南の右大臣曹司という政治的な場所において初めて竟宴を開催し、文学様式の選択などの面においても、中国三史の竟宴の先例に従うことなく革新性を打ち出しているのである。こうした斬新さを求める傾向は、基経が朝廷の従来の秩序を破り、自分を頂点とした新たな世界を作り出そうとする野心と関連しているであろう。元慶度の日本紀講書は、当時の政治状況が色濃く投影されており、きわめて特別な意義を有するものだと考えられる。

本論は、中国三史の講書との関わりという視点から、日本紀講書の位相に新たな光を当てるものである。今後、貞観期の神国思想、また元慶の乱などとの関連にも視線を向け、元慶度の日本紀講書をさらに考察し、論を深めていこうと考えている。

1 『日本後紀』（弘仁三年六月二日の条）、『続日本後紀』（承和十年六月二日の条）、『三代実録』（元慶二年二月二十五日の条）、『日本紀略』（延喜四年八月二十一日、承平六年十二月八日、康保二年八月十三日の各条）にそれぞれ日本紀講書の記事が見える。養老度の日本紀講書については、『積日本紀』以外の正史にそれに関する記述がない。長谷部将司『続日本紀』成立以降の『日本書紀』——『日本書紀』講書をめぐって——（『歴史学研究』、二〇〇七年四月、八二六号、青木書店）二十七頁に「養老度の講書は『続日本紀』に記載がなく、『積日本紀』のみに見えるものだが、ただ『養老五年』と弘仁度以降の事例と異なり具体的な記載が見えない。そのため、戦前から宇佐正康氏をはじめその存在を疑う意見が出されていた」とある。なお、清水潔「上代における毎朝御拜の伝統と神国思想」（『神道史研究』四十四巻二号、一九九六年四月、神道史学会）十九頁に「日本紀講書は養老に一度認められるものの、それは、養老四年（七二〇）に書紀が撰修された翌年のことであり、おそらく撰進を記念した披露の意味合いが強いものであり、講書の講師も、日本書紀の選者の一人であった太田麻呂であったから、撰述行為の延長線上にあるものと考へられてゐる」とある。しかし、最近、水口幹記氏が「奈良時代の日本書紀講書——養老講書をめぐって——」（『史料としての日本書紀——津田左右吉を読みなおす』所収、勉誠出版、二〇二二年一〇月）において、養老度の講書の存在を認めている。

2 太田晶二郎氏が「上代に於ける日本書紀講究、（二）イ（ろ）」（史学会編『本邦史学史論叢』上、富山房、一九三五年）において、九世紀初葉の日本社会の現実に視線を向け、弘仁・承和度の日本紀講書の目的が当時の氏姓間題の解決に資することにあると指摘し、関晃氏が「上代に於ける日本書紀

講読の研究」（『日本古代の政治と文化』吉川弘文館一九九七年十月）において講書の精神を七世紀の大化改新の真精神に関連させ、その官学の変遷上における意義を論じ、日本紀講書の論考は広い視野で展開されてきた。また、「日本書紀私記」等の講書に関する覚書、或いは講書の終了後に開催された竟宴における和歌の表記に注目した諸論考により、講書の第一義の目的が日本書紀の訓読にあることは、すでに実証されており、共通の認識を得る所である。

3 梅村玲美『日本紀竟宴和歌の研究——日本語史の資料として』（風間書房、二〇一〇年六月）を参照されたい。

4 講書を担当する執講の要素も考えられるが、弘仁・承和度の執講について不明な点が多い。弘仁度の執講の多人長は、大安万呂の子孫かと推測されているが、明確な根拠がない。なお承和度の執講の菅野高年は、当時散位正六位上だったとしか知られていない。それ以降の講書の執講については、大宰の明経道・紀伝道の関係者が執講となっていることは、橋本不美男『日本紀竟宴和歌』（『王朝和歌史の研究』所収、笠間書院、一九六二年一月）（二七頁）によりすでに指摘されている。

5 『続日本紀』における原文とその訓読は、『国史大系』・今泉忠義『訓読続日本紀』（臨川書店、一九八六年五月）に従う。

6 『本朝文粹』における原文とその訓読は、新日本古典文学大系『本朝文粹』（岩波書店、一九九二年五月）を参照。

7 『延喜式』における原文とその訓読は、『国史大系』・虎尾俊哉『延喜式』（吉川弘文館、一九六四年六月）に従う。

8 擬文章生になって初めて式部省の文章生の試に参加する資格を有するようになる。また、擬文章生より文章生になった人達の中で二名が文章得業者に選ばれ、七年以上の勉学を経てから、博士の推薦により、最高国家試験である対策を受ける。この試験で合格し秀才となり、漸く官吏に

- 登用される。『養老命』の「選叙令三十」に「秀才出身条。凡秀才出身、上上第正八位上。上中正八位下（秀才出身の条。凡そ秀才の出身、上上第を正八位上、上中を正八位下にせよ）」と記されている。
- 9 久木幸男『日本古代学校の研究』（玉川大学出版部、一九九〇年六月）三七四頁。
- 10 原文の訓読は、注1に掲載した長谷部将司氏の論考を参照した。
- 11 大春日頼雄は小内記（大内記は誤記）、滋野貞主は小内記（文章生は誤記）である。
- 12 注2 関晃氏前掲の論考。十五頁。
- 13 注1 長谷部将司氏前掲論考を参照されたい。
- 14 玉井力「〇〇二世紀の日本―撰関政治」（『岩波講座日本通史』第六巻古代5所収、岩波書店、一九九五年）二〇二頁。
- 15 左大臣の源融は基経が摂政に任ぜられた貞観十八（八七六）年に上書自宅に引き籠もった。
- 16 工藤重矩「延喜六年日本紀竟宴和歌の歌人たち」（『国語と国文学』五六・四、一九七九年四月）に「講書の性格は座の位置に端的に現れている。講書の直接の対象は大臣以下参議以上の公卿であり、弁・少納言などは、「聴衆」である。聴衆とは陪席を許された傍聴者の謂であろう。これらは講書の第一義的受講者ではあるまい。外記は博士を召したりなど、行事の雑役に預かっているが、弁・少納言・外記・史はみな太政官の下部組織である」とある。
- 17 滝川幸司「藤原基経と詩人たち」（『語文』第八十四・八十五号、二〇〇六年二月）三五頁。
- 18 内裏及び大内裏の構造については、裏松光世『大内裏図考証』（新訂増補故実叢書）、陽明文庫所蔵の「平安京大内裏古図」（京都市編『京都の歴史―平安の新京』、学芸書院、一九七〇年）などを参照した。
- 19 仏教の行事については、『日本後紀』逸文（八二三）十二月二十四日条「請大僧都長恵、少僧都勤操、大法師空海等於清涼殿、行大通方広之法。終夜而畢也」と、『続日本後紀』承和十五年（八四八・嘉祥元年）二月十五日条「請百僧於紫宸殿及清涼殿、転読大般若經」などが挙げられる。内宴と曲宴については、『日本後紀』天長九年（八三二）正月二十一日条「皇帝於清涼殿内宴。献詩者十三人。有御製。賜禄有差」と、『続日本後紀』承和元年（八三四）八月十二日条「上曲宴清涼殿。号曰芳宜花讌。賜近習以下至近衛将監祿有差」などが挙げられる。
- 20 『日本後紀』における原文とその訓読は、黒板伸夫・森田悌編『日本後紀』（集英社、二〇〇三年十一月）に従う。
- 21 菅原道真の「勸学院、漢書竟宴。詠史得叔孫通」の題から、藤原氏族の子弟を対象とした漢書の講書が行われ、「八月十五夜、嚴閣尚書、授後漢書畢。各詠史、得黄憲」の詩序における「嚴君知斯文之直筆、謂斯文之良史、遂引諸生、校授芸閣」から、芸閣と呼ばれている菅家廊下では、三史の講書が行われていることを看取することができる。
- 22 注18に掲載した『京都の歴史―平安の新京』。
- 23 鈴木琢郎「大臣曹司の基礎的研究」（『古代文化』五十九・一、二〇〇七年六月）五七頁。
- 24 諸星友美枝「前期撰関政治における摂政・関白の機能―関白藤原基経の政治的地位を中心に―」（『学習院大学人文科学論集』9、二〇〇〇年）「良房が摂政に任じられたことは、史料上では『日本三代実録』貞観八年（八六六）八月十九日によって初めて明らかになり、その記事は「勅太政大臣、撰行天下之政」と伝えている。だが一般的には、天安二年（八五八）の文徳天皇病死後、わずか九歳で即位した幼帝清和のもとで良房は摂政の実を行っていた」とある。
- 25 『続日本紀』天平宝字二年（七五八）八月二十五日条に「圖書寮、掌持

典籍、供奉内裏。故改爲内史局。(圖書寮は、典籍を掌持して内裏に供奉することを司る。故に改めて内史局と為す)」とあるが、内裏の構造は、奈良時代から平安時代に至り、変動が生じているため、内史局が圖書寮であるとは安易に断定できない。

26 注4 関晃氏前掲論考、二四〇頁。

27 注4 橋本不美男前掲論考、十五頁。

28 吉川真司『律令国家の女官、日本女性生活史Ⅰ原始・古代』(東京大学出版社、一九九〇年五月)

29 飯淵康一「平安宮内裏承明門・日華門の儀式時における性格」(『日本建築学会計画系論文集』第五四三号、二〇〇〇年八月)二五六頁。

30 注29に掲載した論考。二六〇頁に「公卿が参内したときのための公卿座が、宜陽殿と近衛陣に二種類設けてあり、改まった儀式などを行う際には宜陽殿の座に、普通の時には近衛陣の座に着いたとされる。

31 注29に掲載した論考。二六〇頁。

32 当時の竟宴詠史詩については、ただ島田忠臣の一首しか確認することができない。

33 菅原道真の詩文の訓読は、川口久雄『菅家文章・後集』(岩波書店、一九五六年)を参照。

34 同前『菅家文章・後集』補注、六五九頁。

35 外記庁と侍從局と右大臣の曹司との地理的關係について、詳しくは注22鈴木琢郎「大臣曹司の基礎的研究」を参照されたい。

36 注18『京都の歴史——平安の新京』「太政官と財政」二八三頁。

37 『西宮記』「臨時二」における「始読日本紀事」に「三三年間の間に講じて読み竟りぬ」と記しているため、天慶度の講書であると推測することができ

る。元慶度は七年間を要し、延喜度は一年間しか要していなかったためである。

38 注18『京都の歴史——平安の新京』二六三頁に「十世紀以降……なお、外記庁の正庁からその南にある南舎へは渡廊で通じていたが、これを結政所ともいうのは、ここで政のはじまる前に関係文書を束ねて整理したことによる」とある。

39 注2 関晃前掲論考と、注3 梅村玲美前掲論考を参照されたい。

40 『日本紀竟宴和歌』には元慶六年の竟宴和歌が僅か藤原国経の二首しか残っていない。また、『新編国歌大観』には、元慶六年の竟宴和歌が応神天皇を題とした源多の一首「ひじかたのをぐらの山ははるけきを君もまもるにかげもはなれず」が残っている。そのため、現在その全貌を知りえない。